

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正案」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行			
(略)			(略)			
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和3年10月18日から施行し、改正後の別表1は、令和3年10月1日から適用する。</u></p>						
別表			別表			
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金			
区分		金額	区分		金額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
処置料 等	(略)	(略)	処置料 等	(略)	(略)	
	ヒト体外受精・胚移植法 (1) 卵子採取～受精確認（顕微授精時（手術 室採卵））	137,500		ヒト体外受精・胚移植法 (1) 卵子採取～受精確認（顕微授精時）		137,500
	（顕微授精時（病棟 採卵））（新設）	<u>128,700</u> (新設)				

	※胚移植中止時も同額 (2) 卵子採取～受精確認 (体外受精時 <u>手術室採卵</u>)	115,500		※胚移植中止時も同額 (2) 卵子採取～受精確認 (体外受精時)	115,500
	(体外受精時 (病棟採卵)) (新設)	<u>106,700</u> (新設)			
	※胚移植中止時も同額 (略)	(略)		※胚移植中止時も同額 (略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
<p>【改正理由】 産科婦人科で実施するヒト体外受精・肺移植法の「卵子採取～受精確認 (顕微授精時)」及び「卵子採取～受精確認 (体外受精時)」の自費料金を見直すため、所要の改正を行うものである。</p>					